

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月19日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第14号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）				
職員の区分	宿日直勤務の区分	通常の宿日直勤務	5時間未満の宿日直勤務	職員の区分	宿日直勤務の区分	通常の宿日直勤務	5時間未満の宿日直勤務
		円	円			円	円
第2条第1項第1号に該当する職員		7,200	3,600	第2条第1項第1号に該当する職員		7,400	3,700
第2条第1項第2号に該当する職員		7,200	3,600	第2条第1項第2号に該当する職員		7,400	3,700
第2条第1項第3号に該当する職員		5,900	2,950	第2条第1項第3号に該当する職員		6,100	3,050
第2条第1項第4号に該当する職員		5,900	2,950	第2条第1項第4号に該当する職員		6,100	3,050
第2条第1項第5号に該当する職員	福祉総合相談センター又は児童相談所に勤務する職員	7,200	3,600	第2条第1項第5号に該当する職員	福祉総合相談センター又は児童相談所に勤務する職員	7,400	3,700
	上記以外の職員	5,900	2,950		上記以外の職員	6,100	3,050
第2条第1項第6号に該当する職員		5,900	2,950	第2条第1項第6号に該当する職員		6,100	3,050
第2条第1項第7号に該当する職員		5,100	2,550	第2条第1項第7号に該当する職員		5,300	2,650
第2条第1項第8号に該当する職員		5,100	2,550	第2条第1項第8号に該当する職員		5,300	2,650
第2条第1項第9号に該当する職員		5,100	2,550	第2条第1項第9号に該当する職員		5,300	2,650
第2条第2項に該当する職員		5,900	2,950	第2条第2項に該当する職員		6,100	3,050
その他の職員		4,200	2,100	その他の職員		4,400	2,200
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）				
職員の区分	手当額		職員の区分	手当額			
第2条第1項第1号に該当する職員	円 10,800		第2条第1項第1号に該当する職員	円 11,100			
第2条第1項第2号に該当する職員	10,800		第2条第1項第2号に該当する職員	11,100			
第2条第1項第3号に該当する職員	8,850		第2条第1項第3号に該当する職員	9,150			
第2条第1項第4号に該当する職員	8,850		第2条第1項第4号に該当する職員	9,150			
第2条第1項第5号に該当する職員	福祉総合相談センター又は児童相談所に勤務する職員	10,800	第2条第1項第5号に該当する職員	福祉総合相談センター又は児童相談所に勤務する職員	11,100		
	上記以外の職員	8,850		上記以外の職員	9,150		
第2条第1項第6号に該当する職員	8,850		第2条第1項第6号に該当する職員	9,150			
第2条第1項第7号に該当する職員	7,650		第2条第1項第7号に該当する職員	7,950			

第2条第1項第8号に該当する職員	<u>7,650</u>
第2条第1項第9号に該当する職員	<u>7,650</u>
第2条第2項に該当する職員	<u>8,850</u>
その他の職員	<u>6,300</u>

第2条第1項第8号に該当する職員	<u>7,950</u>
第2条第1項第9号に該当する職員	<u>7,950</u>
第2条第2項に該当する職員	<u>9,150</u>
その他の職員	<u>6,600</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する

。